

論文

政策実施過程における地方政府の官僚機構の行動戦略

—— 韓国の江原道の新農漁村建設運動施策の展開を事例に ——

孫 京 美

はじめに

I. 分析枠組み

II. 地方政府での政策実施過程における知事の意味決定と政策内容の展開

1. 韓国の地方自治での政策主体としての知事
2. 新農漁村建設運動施策の開始への知事の意味決定と戦略

III. 政策開始段階から政策定着段階に向けた官僚機構の行動戦略

1. 中央政府に向けての合理性獲得の行動戦略
2. 道内における施策実施の合理性形成

IV. 政策定着段階から政策拡大段階に向けた官僚機構の行動戦略

1. 道内の市郡に向けての合理性獲得の行動戦略
2. 道内の市郡に対する施策実施の管理強化

V. 政策実施過程の各段階と政策展開

おわりに

はじめに

うまく政策を展開させるために官僚機構は何をするのか。知事が命じた政策を実施に移す官僚機構の行動様式はどのようなものでありうるか。本稿では、その問いに答えるために、韓国の江原道の新農漁村建設運動施策の事例から、地方政府の官僚機構が、知事の意味決定による政策をどのように展開したかを実証的に検討しようと思う。それによって、官僚機構の行動様式が政策実施過程において合理性を追求しようとするものであることが明らかになる。

具体的には、まず、官僚機構が政策展開をするための行動戦略をみる分析枠組みを提示する。次に、新農漁村建設運動施策の実施において知事がどのような意思決定をしたかを明らかにする。さらに、官僚機構が政策開始段階から政策定着段階において、知事の意味決定を受けて施策を実施するために、どのように合理性を獲得しようとしたかを示す。加えて、政策拡大段階における官僚機構の行動戦略をも示す。最後に、政策実施過程の各段階における官僚機構の

行動戦略と政策展開を重ね合わせて検討することで、新農漁村建設運動施策の実施をめぐる官僚機構の行動様式の全体がどのようなものであるかを指摘する。

I. 分析枠組み

ここでは官僚機構が、政策展開のためにどのような仕方、つまりどのような行動様式で政策実施を進めるかを分析する枠組みを提示する。官僚機構は政策を実施する主体である。官僚機構が進めた政策展開を見れば、政策実施に関する官僚機構の全体的な行動様式を知ることができる。政策展開は官僚機構の行動様式で左右され、その行動様式は政策展開を確保するための実施の正当性の追求を目指す。そこでの合理性の獲得が官僚機構の行動戦略となる。このように政策実施は、常に合理性を追求する官僚機構の戦略が見られる行動様式が基盤になる。政策実施過程において合理性を追求する官僚機構の行動戦略は政策を実施していく段階においてかわっていくと考える¹⁾。したがって政策実施過程を各段階にわけて、そこで官僚機構が政策展開をするために、どのような行動戦略をとったかを明らかにすれば、政策実施過程における官僚機構の行動様式のパターンを示すことができるだろう。図1は、江原道の新農漁村建設運動の事例での官僚機構による合理性獲得への行動の分析枠組みである。

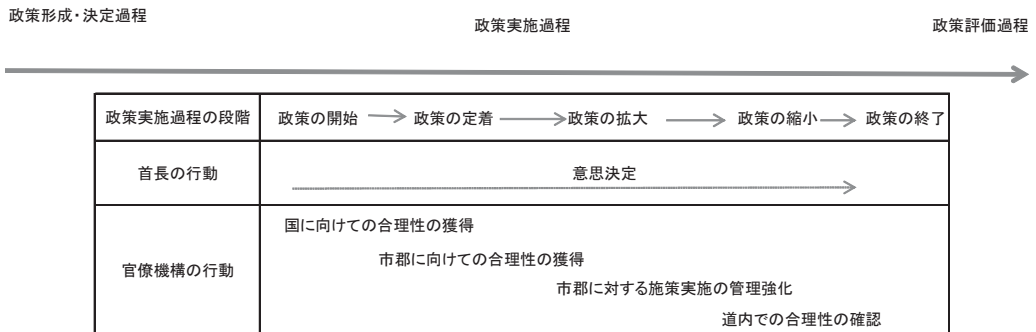


図1 新農漁村建設運動での政策実施過程の各段階での官僚機構の行動様式

官僚機構による政策展開を知るために、ここでは政策実施過程に政策開始、政策定着、政策拡大、政策縮小、政策終了の各段階があると仮定し、それぞれにおける官僚機構の行動を分析することにした。官僚機構が政策を展開するために、どのような行動戦略をとったかを政策実施過程の各段階に分けて見ること、官僚機構の行動様式の全体を捉えようとする。首長は政策実施過程の各段階で意思決定をし、その意思決定を受けた官僚機構が政策実施過程の各段階で、この図が示すように異なる合理性の獲得の戦略をとったことを、本稿で検証する。

政策実施過程の主たる行動者は首長と官僚機構である（佐々木 2009 : 196）²⁾。政策実施の研究は主に官僚制に関する研究であるとの指摘のように、官僚制に注目することが、地方政府における政策実施過程を分析するための手掛かりになる³⁾。官僚機構は、合理性を求める行動様式

で政策を推進する。官僚制の研究は、日本では主に中央政府を中心に議論されてきた⁴⁾。地方政府の多くの政策は、知事のもとで行われている（佐々木 2011：113）⁵⁾。知事の行った行為そのものが、法律的に地方自治体の行為であると指摘されている⁶⁾。そこから知事が実施を命じた政策は、すべて地方政府の行為になると考えられ、その行為は官僚制のもとで、規則を決めていくことになる。官僚の行動原理は合理的に行動することとするマックス・ヴェーバーの指摘のように、その合理性の要件の一つとして一般的な規則による職務遂行がある⁷⁾。知事が命じた政策実施は、地方自治体自らの規則による官僚機構の職務遂行につながる。知事の命令に従う政策の実施は、規則の存在が示す合理性に留まらず、政策展開をするための合理性が官僚機構に問われる可能性がある。このような様子は、近年、韓国においても見られる⁸⁾。

Ⅱ. 地方政府での政策実施過程における知事の意味決定と政策内容の展開

ここでは、地方政府での政策の主体になった知事が、新農漁村建設運動施策をどのように始め、その展開のために政策実施過程においてどのような意思決定を行ったかを示す。

1. 韓国の地方自治での政策主体としての知事

知事はどのようにして地方政府の政策の主体になりえたのか。近年になって韓国では、地方政府が主体となる政策が見られるようになった。韓国において地方自治の復活は、地方政府の政策過程を変えようとしている。その中でも地方政府の政策過程における首長は、地方自治が実施されたこの10年間、一番地域社会に影響ある人とみられるようになった。広域自治体の首長に総理、官僚、国会議員等の経験者になることで、以前よりは地方に力がつき、地方分権化の推進に役立った（李 2002：180）との見方がある。韓（2008：17）が指摘しているように、韓国において地方自治が実施される以前までは、地方政府は中央政府が任命した官僚によって運営される行政機関であり、その地方政府での政策は、中央政府と比べて独自性や自律性が殆ど認められてなかった⁹⁾。しかし、1991年に地方議会が復活し、1995年の民選による地方自治団体の長が登場することで、地方政府は中央政府の下部組織の行政機関としてではなく、自治事務に関しては本格的な意思決定の主体となった¹⁰⁾。それによって地方政府は主体として政策を実施することが可能になった¹¹⁾。しかし、韓国の憲法では、第118条第1項に「地方自治団体に、議会を置く」と規定しているだけで、地方議会の権限及び組織についてなんら規定がない（趙 2007：152）。それから韓国では地方行政はあるが、地方政治はないという議論になりやすい¹²⁾。そのような観点からすれば、韓国における地方政府の議論は早尙かもしれないが、地方自治体が自らの政策の主体として機能しようとしていることに注目して地方政府を捉えてみれば¹³⁾、その独自の政策過程を検討できるだろう。

表1 広域自治体の首長の経歴

	ソウル特別市	釜山広域市	大邱広域市	仁川広域市	光州広域市	大田広域市	蔚山広域市	京畿道
1回目の地方選挙 当選者の経歴	副総理	国会議員	国会議員	仁川市長	光州市長	大田市長		判事
2回目の地方選挙 当選者の経歴	ソウル市長	釜山市長	大邱市長	仁川市長	区長	大田市長	蔚山市長	通商産業部大臣
	江原道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尚北道	慶尚南道	済州道
1回目の地方選挙 当選者の経歴	経済企画院大臣	忠北知事	忠南知事	教授	国会副議長	慶北知事	慶南知事	農林水産局室長
2回目の地方選挙 当選者の経歴	江原道副知事	忠北知事	忠南知事	教授	全南知事	慶北知事	慶南知事	済州知事

出所) 中央選挙管理委員会 (<http://www.nec.go.kr>) より筆者が作成。1回目の地方選挙は1995年6月27日に実施され、2回目の地方選挙は1998年6月4日に実施された。蔚山市は、1997年7月15日に広域市への昇格した。仁川広域市、忠清南道、全羅北道、慶尚北道、慶尚南道は1回目と2回目の当選者が同じ人物である。

韓国において地方政府が主体になって政策を実施する経験は浅い。さらに、表1で見られるように、広域自治体の長の多くが、地方自治が復活する前に中央政府で働いていた人が多く、復活以前の広域自治体での首長などの経験もある。それは日本でも指摘されてきた地方官僚制と似通っており、地方政府は政治的意思決定を行う主体でなく行政機関とみる議論¹⁴⁾と結びつきやすい。しかし、それは首長が中央官僚で中央とのパイプを持つことで当選したのではなく、立候補以前に当該の地方政府での経験などにより、政治家として民選になった時にその能力が買われた¹⁵⁾とも考えられる。地方政府の首長になった官僚や政治家らは、自分の能力を最大に発揮しながら独自の政策を実施していくことで、地域での政治基盤を固めて次の選挙戦を狙う。韓国において、首長が中央政府の政策を執行する行政機関の長ではなく、地方政府において独自の政策を実施する指導者となりつつあると言えるだろう。

2. 新農漁村建設運動施策の開始への知事の意味決定と戦略

広域自治体の一つである江原道の金振煥知事は、新農漁村建設運動施策をどのように開始し、その施策の展開のためにどのような意思決定をしたか。

韓国の農業は、1990年代以降に産業として成長しているが、農家の経済状況はますます厳しい状態に落ち込んでいる¹⁶⁾。そのような農村問題を解決するために、中央政府は1989年に農漁村発展総合対策、1993年に新農村5カ年計画、1998年に農業農村発展計画など次々と政策を打ち出した。それらの政策は、主に農家は貧しいという前提の下での支援策であるために確かに農業成長率は伸びたが、農家間の所得の両極化がますます深刻化している。そのような視点から中央政府における農政政策の限界が指摘されている¹⁷⁾。江原道での農家所得は道の中で一番低く、地域社会が空洞化していく問題も加わっていた¹⁸⁾。さらに、江原道は人口の半分以上が道内の三つの都市に集中しており、道内の都市と農村地域の不均衡も大きな問題である。

そこで金知事はこのような江原道の農村地域問題を解決するために、新農漁村建設運動施策を掲げた。江原道の副知事の経験をへて1998年に知事に当選して2010年まで在任した金知事は、農村の住民自らがマウル（日本でいう地区レベル）の活性化を目指して自由に取り組みする支援

策が必要だと考えた。それによって新たな地域活性化の政策として新農漁村建設運動施策が江原道で実施されるようになった。表2は、新農漁村建設運動施策の開始をめぐる動きをまとめたものである¹⁹⁾。

知事が命じた新農漁村建設運動施策はどのように開始したか。金知事は就任後すぐに、農村地域の開発を目指す政策を考案するために、江原道の農政局長および江原発展研究院の研究者とともに、住民が主体的に取り込める地域活性化の政策を模索した²⁰⁾。そこで住民が主体的に取り組んで地域活性化を目指すことで、地域の意識改革と所得向上につながる施策として新農漁村建設運動施策を策定した²¹⁾。まず、金知事は4-H競進大会表彰式場で新農漁村建設運動施策の推進を宣言した。その後、官僚機構は知事の命令を受け、新農漁村建設運動施策の基本構想を策定した。知事は議会における施策決定への説明、担当部局の設置、予算の確保のための議会への説明をへて本格的に施策を始めた。この施策は中央政府からの施策の開始ではなく、江原道の知事意思決定による施策の開始であるため、国政監査においても知事自らが新たな施策開始の経緯の説明を行い、道内外において江原道の新たな新農漁村建設運動施策の推進を表明した。

表2 新農漁村建設運動施策の開始をめぐる動き

日程	新農漁村運動施策の開始をめぐる動き	出所
1998年11月3日	第43回4-H競進大会表彰式で新農漁村建設運動を表明した。	金振統『新農漁村建設運動』デヒ、2006、p.117。
1998年12月29日	新農漁村建設運動の方向と推進戦略のための討論会が行われた。そこで農政山林局長は新農漁村建設運動推進の背景と基本構想を発表し、専門家から意見を求めた。	江原大学農村開発研究所主催「江原道新農漁村建設運動の方向確立と推進戦略」会、1998。
1999年2月29日	知事は議会で新農業建設運動施策を本格的に推進することを宣言した。	江原道議会『議会議事録-第99回江原道議会第1号本議会-』1999年2月29日。
1999年3月17日	新農漁村建設運動施策を支援する臨時チームが結成された。	
1999年4月19日	知事は議会で新農業建設運動施策の推進のために追加予算を要請した。	江原道議会『議会議事録-第99回江原道議会第1号本議会-』1999年4月19日。
1999年10月13日	知事は国政監査で江原道が地域活性化と農漁村の問題を解決するために、自らの施策として新農漁村建設運動施策を実施していることを説明した。	国会事務局『1999年度国政監査農林海洋水産委員会会議録』1999年10月13日。

注) 表内の出所より筆者が作成。

金知事が施策実施の意思決定をすることで、官僚機構の施策実施はどのように展開したのか。政策実施は、多様なアクター、組織、手続き、技術が働くことによって、決定された政策目標

を達成する努力であり（足立・森脇 2003:146）、政策を遂行する官僚機構が中心となって政策目標の達成に努める。行政組織は、大量の業務を扱う行政活動をしているため、先例やマニュアルに従って組織が自動的に活動できるルーティンが重要である（村松 1999：187）。したがって新農漁村建設運動施策もルーティンの施策展開になる可能性が十分にあった。しかし、長年の官僚生活でそのことを熟知していた金知事は、新農漁村建設運動施策がルーティン事業として推進されるのではなく、さらなる展開に結びつく施策の実施を目指そうとした。

表3 新農漁村建設運動施策展開をめぐる組織変容

年度	組織の変容	担当者内訳
1999年	新農漁村建設運動支援本部チーム（臨時）	行政副知事、チーム長1名、実務者4名
2000年	農漁村政策課に農漁村建設運動係を新たに設置	組織の担当者1名（5級）、推進の担当者2名（行政6級、農業6級）
2004年	新農漁村運動担当を農漁村開発担当に変更	担当者1名、新農漁村建設運動の担当者1名（行政6級）、農村マウル総合開発事業及び農村情報化の担当者1名（農業7級）
2006年	組織名の変更なし、人員の追加	担当者1名、新農漁村建設運動の優秀マウル選定及び活性化の業務の担当者1名（行政6級）、新農漁村建設運動の全国化と世界化及びマウル革新体系の担当者1名（行政6級）、農業と農村情報化及び農村マウル総合開発事業の担当者1名（農業7級）

注) 金キョンリャン・カンジョンウォン「新農漁村建設運動の現状及び発展方案」、2008年12月18日の新農漁村建設運動10周年記念での発表資料と江原道ホームページ（www.provin.gangwon.kr）より筆者が作成。

そのために金知事は、政策開始の意思決定をするだけでなく、政策実施過程の全般において施策展開の意思を強く表明した。それは政策実施過程の各段階における施策実施に関する知事の意味決定からうかがえる。そのような金知事の取り組みを表3が示す。まず、金知事は新農漁村建設運動施策の開始のために、臨時のチームの形成に着手した。その翌年には、首長の裁量権を最大に活用し、本格的に施策を実施するための係を設けた²²⁾。2004年には施策の新たな展開を目指して担当部局を変更し、2006年には人員を増やした。このように金知事が施策展開に積極的に関与することで、新農漁村建設運動施策の実施においていつもその政策自体の決定と修正ができる執行形態²³⁾を目指したと言える。官僚機構が常に知事の意味決定を受けて、新農漁村建設運動施策を持続して発展させる政策展開へと導かせようとした。そのように、金知事が組織を変化させながら官僚機構に刺激を与え続けたことによって、新農漁村建設運動施策は、一時的な施策やルーティン化する事業として推進される施策にならなかったと考えられる。

Ⅲ. 政策開始段階から政策定着段階に向けた官僚機構の行動戦略

ここでは官僚機構が、知事の意味決定に沿って政策展開するために、政策開始段階から政策定着段階において、どのような行動戦略をとったかを示す。政策展開はその政策が定着するこ

とで進むと考える。政策の定着は政策実施が持続できる要件をいかに確保して安定させることができるかとかかわるだろう。地方政府が実施する政策が定着するためには、地方の自律の経験が浅い韓国においては特に、中央政府に向けての合理性の確保が政策定着の要件になると考えられる。地方政府は自ら何が必要であるかを考えて重要施策を決定するが、そこには直接的な中央政府の関与がなくても、補助金の手続きなどでの中央政府の関与はあり得る²⁴⁾。それは地方政府が、自らの政策を実施に移す行動をとる際に、中央政府が地方政府の行動に制限を課すことができることを意味する²⁵⁾。つまり、地方政府が自ら政策を展開するためには、中央政府からの制限が少ない状態を作り上げることが重要であり、それは、中央政府に向けて政策実施の合理性をいかに獲得できるかにかかってくる。

1. 中央政府に向けての合理性獲得の行動戦略

ここでは官僚機構が、知事の意味決定に従った新農漁村建設運動施策を実施のために、どのような行動戦略で、中央政府に向けての合理性を獲得したかを示す。

中央政府が執行する地域活性化に関する事業は、2000年を分岐点にして変わった²⁶⁾。そのことは新農漁村建設運動施策を実施した江原道の官僚機構にとって有益に働いた。江原道の新農漁村建設運動施策は、国の新たな地域活性化のための事業の対象として有利であった。2000年以降に国が行う地域活性化事業が、指定制から公募制に変わり、表4は、中央政府の地域活性化に関する事業が変化した2000年以降の事業をまとめたものである。そこからわかるように中央政府が取り組む地域活性化に関する事業は、多くがマウル単位となっている。これは江原道が実施している新農漁村建設運動施策の遂行方法と同じである。江原道の官僚機構はすでに新農漁村建設運動施策を実施することで、中央政府が推進する地域活性化に関する事業のノウハウを熟知していたことになる。

表4 2000年以降の中央政府における主な地域活性化に関する事業

事業名	管轄省	開始年度	執行根拠	事業費	事業対象	先発方法
緑色農村体験マウル事業	農林部	2002	農業・農村基本法	2億ウォン	マウル	公募
農村マウル総合開発事業	農林部	2004	農林漁業人の生活質向上及び農漁村地域の開発促進の特別法	約70億ウォン	マウル広域	公募
農村伝統テーママウル事業	農村振興庁	2002	農村振興法	2億ウォン	マウル	公募
情報化マウル助成事業	行政自治部	2000	情報化促進法	3億ウォン	マウル	公募
住みやすい地域づくり	行政自治部	2006	国家均衡発展特別執行令	20億ウォン	マウル広域	公募
漁村体験観光マウル事業	海洋水産部	2004	農漁村整備法	5億ウォン	マウル	公募
自然生態優秀マウル支援事業	環境部	2001	山林基本法			制限的公募

注) 孫京美「韓国における都市農村交流による地域活性化の現状」国際OVOP学会誌1巻、2008とチキョンベ「江原道農村地域づくり事業の実態と改善方案研究」江原発展研究院、2008及び各事業の管轄省のホームページより筆者が作成。

中央政府の地域活性化に関する事業への対応において、江原道の官僚機構は中央政府の事業推進に対してどのような成果をみせたか。江原道が新農漁村建設運動施策を実施した効果は、中央政府の地域活性化事業の採択から明らかにできる。図2は、中央政府の地域活性化事業である緑色農村体験マウル事業で、道の事業が採択された状況がわかるものである。中央政府での農林部が推進する緑色農村体験マウル事業は、公募制としての2002年には、すべての道が同じ数で採択された。しかし、2003年からは各道において採択される件数が変わっている。そこから中央政府の事業推進について、道の能力が問われるようになったと考えられる。江原道は他の道と比べて事業の採択の数が多く、特に2004年の採択数は他の道と比べると非常に大きい。

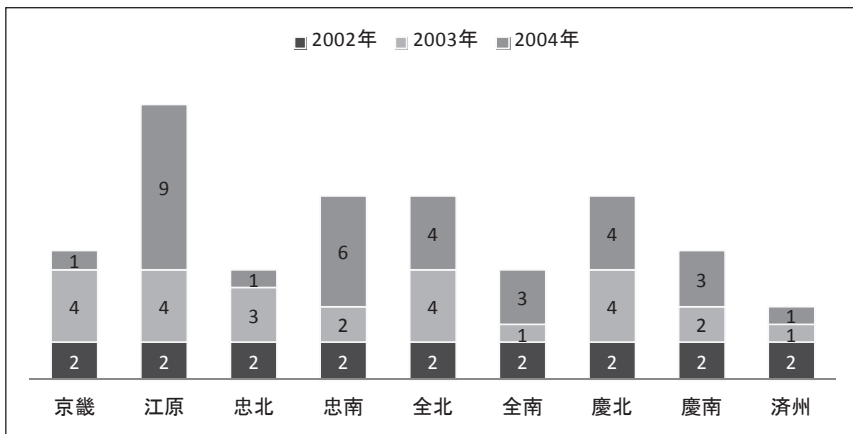


図2 道の緑色農村体験マウル事業の採択現状

注) 韓国文化観光部・韓国文化観光政策研究院『地域づくり事業の有機的協力のための政策討論会の結果報告書』2004より筆者が作成。

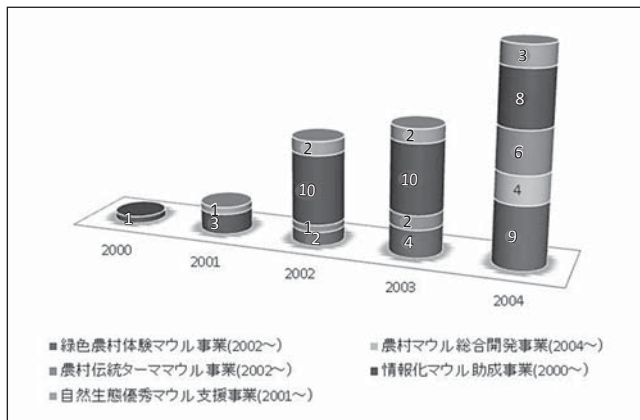


図3 中央政府の主な地域活性化事業における江原道の採択数

注) ガンジョンウォン「新農漁村建設運動の評価と改善方案」『新農漁村建設運動の現状と発展戦略ワークショップ』江原大学校農村開発研究所・江原道、2006年より筆者が作成。

さらに、図3は表4でも示している中央政府の主な地域活性化に関する事業において、江原道が採択された事業数をまとめたものである。それぞれの事業の始まり時点から江原道は採択され、中央政府の事業推進とともに江原道の採択数も増えている。また、各事業が始まった時と比べて、2004年には江原道の採択の数が倍増している。加えて、中央政府は「農村マウル総合開発事業（2004年から開始）」施策においては新農漁村建設運動施策の基本哲学と運営方式をそのまま採用しているように見える。それらは江原道が新農漁村建設運動施策の実施によって中央政府の事業に公募できる能力を育てあげてきたこととして理解できる²⁷⁾。つまり、江原道の官僚機構は、中央政府が推進する地域活性化の事業に積極的に対応した。それは中央政府に向けて自らの地方政府が実施している新農漁村建設運動施策が、十分に機能している施策であるとの説明となり得た。そのことによって江原道の官僚機構は、新農漁村建設運動施策の実施の合理性を中央政府に向けて獲得しようとしたと解釈できる。

2. 道内における施策実施の合理性形成

新農漁村建設運動施策の実施が、地域社会においては、どのように説明できただろうか。その一つとして注目されるのは、江原道が地域活性化のために新農漁村建設施策を実施した後の道の経済状況の変化である。図4は江原道の地域内総生産規模の推移を示している。江原道が1999年に新農漁村建設施策に取り組んだ以来、図4が示すように地域内総生産規模は年々増えている。しかし、新農漁村建設施策は、農村部を中心とした地域活性化とのイメージが強く、したがってその施策の効果が、都心部も含めた江原道の全地域をあらゆる地域内総生産規模の増加で直接的に説明できるとは限らないが、新農漁村建設施策の実施の効果として地域社会に向けた説明にならないとは限らない。

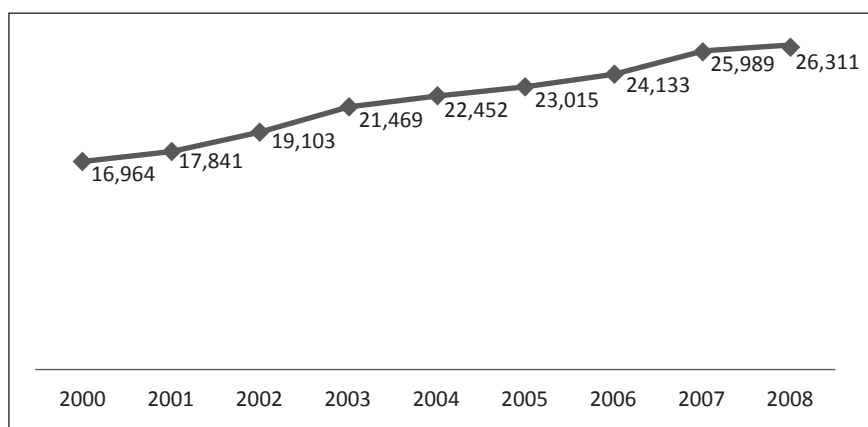


図4 江原道の地域内総生産規模の推移（単位：十億ウォン）

注）江原道ホームページ（www.provin.gangwon.kr）の統計情報より筆者が作成。

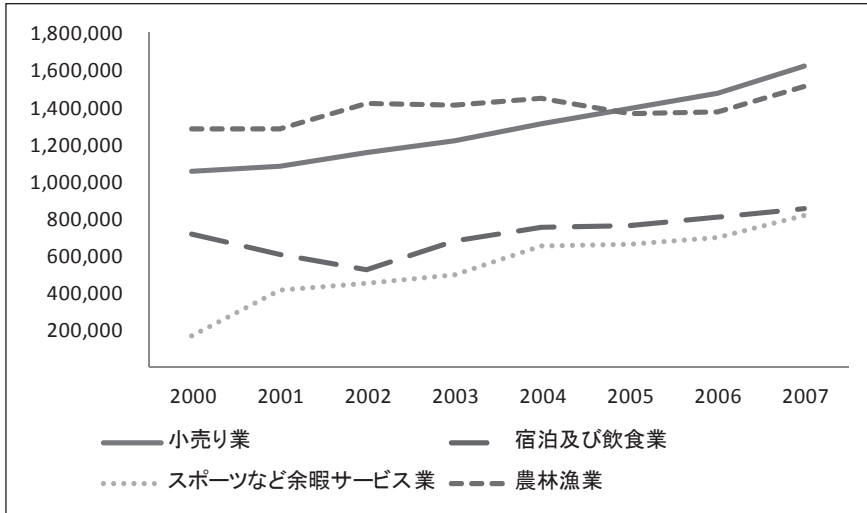


図5 江原道における各業種の総生産規模の推移 (単位: 百万ウォン)

注) 江原道ホームページ (www.provin.gangwon.kr) の統計情報より筆者が作成。

そこで、江原道における各業種の総生産規模の推移をみたのが図5である。新農漁村建設運動施策の事業のねらいは、マウルの特性をいかしながら住民自らが、所得増加を目指すものである。そこでの事業の対象は、農業そのものだけではなく体験学習や観光なども含まれる。スポーツなど余暇サービス業は、新農漁村建設運動施策の体験学習や観光と連繋する内容を持っている。それらの増加は、新農漁村建設運動施策の実施が江原道の経済状況を総合的に向上させた一つの要因としての説明が可能だろう。新農漁村建設運動施策が地域社会の活性化を促すことができたことによって、江原道の官僚機構は、地域社会における施策実施の合理性を探索する政策定着の行動戦略をとっていたと考えられる。

Ⅳ. 政策定着段階から政策拡大段階に向けた官僚機構の行動戦略

ここでは、道の施策を実施する現場である市郡において政策を展開するために、官僚機構がどのような行動戦略をとったかを示す。韓国は日本と同様に、広域自治体(市・道)と基礎自治体(市・郡・区)という2層制になっている。この2層制は、役割の違う対等な政府としてそれぞれを地方政府として捉えることができる²⁸⁾。しかし、この地方政府の間にも中央と地方の関係と類似した垂直的な関係が成立する(韓国地方自治学会1995:518)。それはそれぞれの層の地方政府の機能に着目した時により明らかになる。道の機能は、基礎自治体を行政的に指導し、監督する機関であり、市郡にとっては道との間の事務も多い(金2003:31)。それらの事務の中には、法令に規定されず進められる事業もあり、両者間の権限と責任が一致しないこともある。それによって道と市郡の間には、行政の非能率、責任の回避、地方政府間の葛藤などの問題が起きる場合もある(宋その他2005:101)。そのことは道が法令に規定がなく単独で推

進を決めた施策を道内の市郡で事業として展開するために、道は関係としては対等な市郡に対して、道独自の施策の合理性を説明できるような合理性獲得のための行動様式が必要となる。

1. 道内の市郡に向けての合理性獲得の行動戦略

ここでは、道が施策推進体系の整備を行いながら、新農漁村建設運動施策の実施で生じる諸問題を改善して、道内で推進する農業開発計画に位置付けることで、市郡に向けての合理性を確保したことを指摘する。

新農漁村建設運動施策は、道の意思決定による道独自の施策であるが、その機能をみれば実施現場の道内市郡との協働施策でもある。そのような施策を道が推進するときに、道は行政の非能率、責任の回避、地方政府間の葛藤などの問題を回避しながら施策を実施することが求められる。それによって市郡に向けた政策展開の合理性が得られ、施策の円滑な遂行が可能になると考えられる。江原道が施策実施で生じる問題の改善に向けて施策推進体系の修正をどのようにしようとしたかを見てみる。新農漁村建設運動施策が開始した時点の施策推進体系を図6は示している。

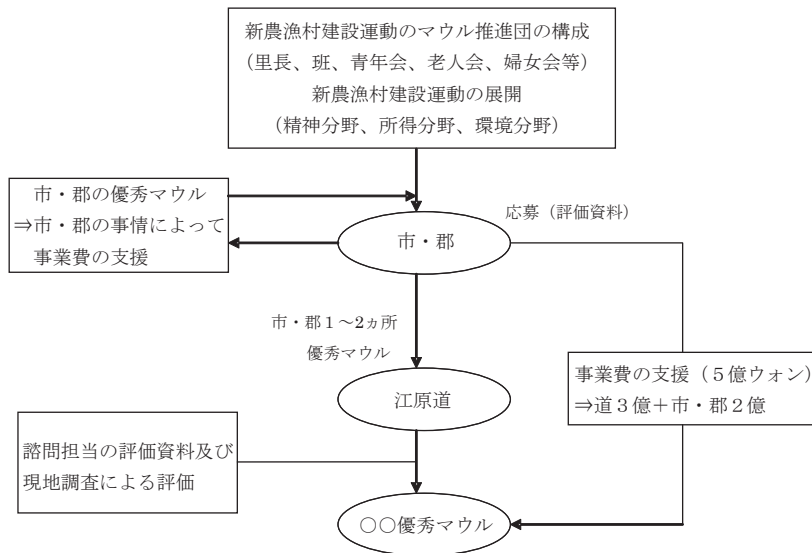


図6 初期の新農漁村建設運動施策の推進体系

注) 江原道『2003年度新農漁村建設運動フォーラム』2003、23頁引用。

まず、新農業建設運動に関心がある住民は、地域の地区でのマウル新農業建設運動推進団を作って代表者を選ぶ。次にその推進団は、自分らの地区で喫緊に取り組むべき事業を選定する。マウルで選定した事業は新農漁村建設運動施策の3つの目標にしたがいながら、住民によって1年以上にわたって推進される。その後、優秀マウルは、市郡の評価を得て道に推薦され、マウル発展計画とさらなる発展の可能性について各分野の専門家から書類及び現場状況などの審

査が行なわれる。最終的に優秀マウルに選ばれたものは、事業費として5億ウォン（道費3億、市郡費2億）が支給される。支給した事業費の支出内訳が決まっているのではなく、住民自らがその内容を決めることができる。この施策推進体系で、新農漁村建設運動施策は1999年から2003年まで実施された。

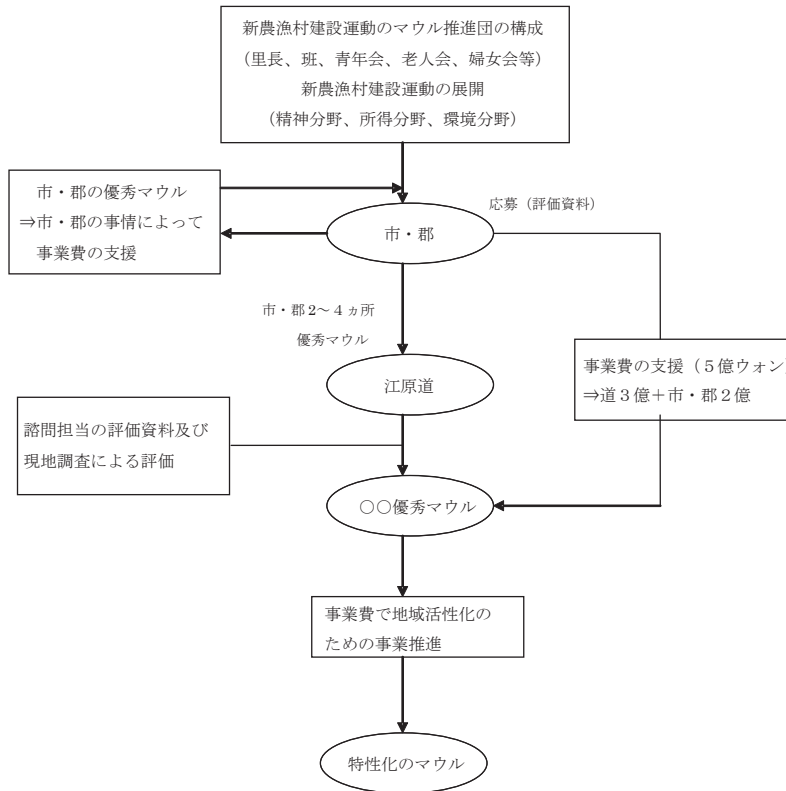


図7 修正後の新農漁村建設運動施策の推進体系

注) ガンジョンウォン『新農漁村建設運動の補完・発展方案』江原発展研究院、2010、8頁引用。

しかし、このような施策の推進体系においては、市郡間での格差、事業費の乱用、本来施策が求めていることとは異なる一過性の事業など様々な問題が明らかになった。そこで、官僚機構は新農漁村建設運動施策を発展させるために、問題を解決する方策として既存の施策推進体系を再整備した。それを示したのが図7である。最終的に優秀マウルに選定されたマウルが一過性にならないように、選ばれた優秀マウルからさらに代表優秀マウルを選定し、優秀マウルの持続的な発展を目指した。この施策体系によって新農漁村建設運動施策は、2004年から現在まで実施されている。そこでは官僚機構が、道と市郡の間の行政の非能率、責任の回避、地方政府間の葛藤などの問題を考慮しながら、施策実施における既存の課題を道が主体になって改善するために、より理にかなった施策推進体系への再整備を市郡に示すことで、市郡に対する

施策実施の組織面での合理性を確保しようとしたと解釈できる。

江原道はこのように施策の推進体系の整備を図りながら、さらに、道内の農業開発に関する計画において新農漁村建設運動施策の位置付けを明確にした。それを示しているのが表5である。江原道は、1999年から2004年までは、新農漁建設運動施策を事業として明示するよりは、市郡の取り組みを誘導することを優先にした。この時期においては、市郡が新農漁村建設運動施策を推進することへの合理性の獲得が不十分であったと考えられる。2004年の施策推進体系の整備とともに、新農漁村建設運動施策の基本哲学と運営方式が中央政府の事業で採用されることで、官僚機構は2005年から2009年までの農村開発計画に優秀マウルを新農業建設運動施策の事業として明確にすることができた。加えて、事業推進に関する予算も明示できる可能性が生じた。それによって市郡にも、道との協働の施策として農漁村建設運動施策を実施する根拠が理にかなっていることが見えやすくなり、官僚機構は市郡に向けての新農漁村建設運動施策を実施する運用面での合理性を獲得できたと考えられる。

表5 道の農村開発計画における新農漁村建設運動施策での優秀マウルの位置付け

選定される優秀マウルの数の変化	10カ所（1999年）→15カ所（2000～2004年）→30カ所（2005年～）		
農業発展計画における新農漁村建設運動施策に関する内容	1999-2004年計画	2005-2009年計画	2010-2014計画
	優秀マウル支援 ・低金利の融資支援 ・観光農業、環境農業、農業情報化の師範推進 市郡が施策を取り組むことで得られる利点 ・農林事業の支援審査時や各支援策に優遇 ・国家・地方支援施策もこの運動の評価によって支援 ・新農漁村特別融資金支援	事業量：総160カ所マウル 事業費：76,000（百万ウォン）	事業量：年間30カ所マウル 事業費：76,500（百万ウォン）

注) 江原道『1999-2004年江原道農業・農林発展計画』、江原道『2005-2009年5カ年江原道農業・農村発展計画』、江原道『農業・農村及び食品産業発展計画2010～2014（5カ年）』より筆者が作成。

2. 道内の市郡に対する施策実施の管理強化

官僚機構は中央政府と市郡両者に向けて政策実施の合理性を獲得することで、新農漁村建設運動施策を政策開始段階から政策定着段階へと進ませることができた。そこで官僚機構はさらに政策内容の広がりを目指して政策拡大段階へと進むことになるが、そこでの官僚機構の行動戦略はどのようなものであったか。

江原道の官僚機構は、道独自の施策として出発した新農漁村建設運動施策の実施を中央政府の国策に向かう方向によりそうことで、施策内容の広がりを持たせようとした。官僚機構が、中央政府と道内市郡において新農漁村建設運動施策実施の合理性を獲得しつつあるころ、中央政府の国家均衡発展委員会は、2004年1月「国家均衡発展特別法」を背景に、新国土構想の7つの課題を提示した。その一つが農山村地域革新体系構築である。それは、今までの農村地域

に対する主な政策が、産業政策とインフラ整備にかたよりすぎたことへの反省から、農村地域自体による革新への力量を育てる実質的な政策によって国家均衡発展を進めようとするところである。国家均衡発展特別法を基盤にする地域革新体系（RIS: Regional Innovation System）は、多くの地方政府においても重要な課題となった。江原道の官僚機構は自らの施策である新農漁村建設運動施策を活性化させる方法として、この地域革新体系を新農漁村建設運動施策に取り込んだ²⁹⁾。その結果、2005年以降には事業費（補助金）の名目も変わり、新農漁村建設運動施策の内容も優秀マウルの選定に留まらず、農漁村リーダーグループ養成、新農漁村建設運動の全国化および世界化などの内容へと広がった。

官僚機構はこのように施策内容を広げながら、施策を実施するための管理の強化を図った。官僚機構は、2006年2月に「新農漁村建設運動の現状と発展戦略のワークショップ」を開き、今後どのように新農漁村運動施策を推進するかを議論した³⁰⁾。その結果、新農漁村運動施策の具体的な推進戦略として、マウル単位の推進団の構成による推進体系の確立、マウル発展計画の策定を決めた。その上、当初の計画通りに事業費が使用できるように行政指導を強化しながら、優秀マウルの選定評価体系を見直した。その評価委員会の構成は、新農漁村建設運動諮問団28名と関連公務員である。評価基準は、新農漁村建設運動の理念目標と自治体の関心度に区分して採点している。さらに、新農漁村建設運動の諮問団の体制を整備して強化することも決め、その一環として諮問団に市郡が以前よりさらに関わるようにした。それによって江原道は、市郡の新農漁村建設運動施策の取り組みをさらに把握することができた。それらからは江原道の官僚機構が新農漁村建設運動施策の政策拡大段階において、施策内容の広がりを進めると同時に、市郡に対する施策実施の管理を強化したと見ることができる。

V. 政策実施過程の各段階と政策展開

政策実施過程での官僚機構の行動様式を知るために、本稿では政策実施過程を政策の開始、政策の定着、政策の拡大、政策の縮小、政策の終了の段階に分けた。そこでここでは、政策実施過程の各段階における官僚機構の行動戦略と政策展開を合わせてまとめることで、新農漁村建設運動施策の実施をめぐる官僚機構の行動様式の全体がどのようなものであったかを指摘する。加えて、これまで述べてこなかった政策の縮小、終了の各段階についても触れることにする。

図8は、知事の任期、施策実施担当の人数、各年度の施策内容、政策実施過程の各段階で本稿が示した図表の内容をまとめている。まず、地域活性化政策である新農漁村建設運動施策の政策の開始から政策の定着に進む段階は、知事の任期が1期から2期目の半ばまでの期間と捉えられ、官僚機構が国に向けての施策実施の合理性の獲得を進めた時期である。そこでは、施策の担当が臨時チームから担当部局へと変わり、担当者の人数も増員したが、主な施策の内容は優先マウルの選定である。官僚機構は施策実施を図りながら、中央政府が進めている事業への参加を積極的に取り組んだ。それによって官僚機構は国に向けての新農漁村建設運動施策の

合理性の獲得を図った。

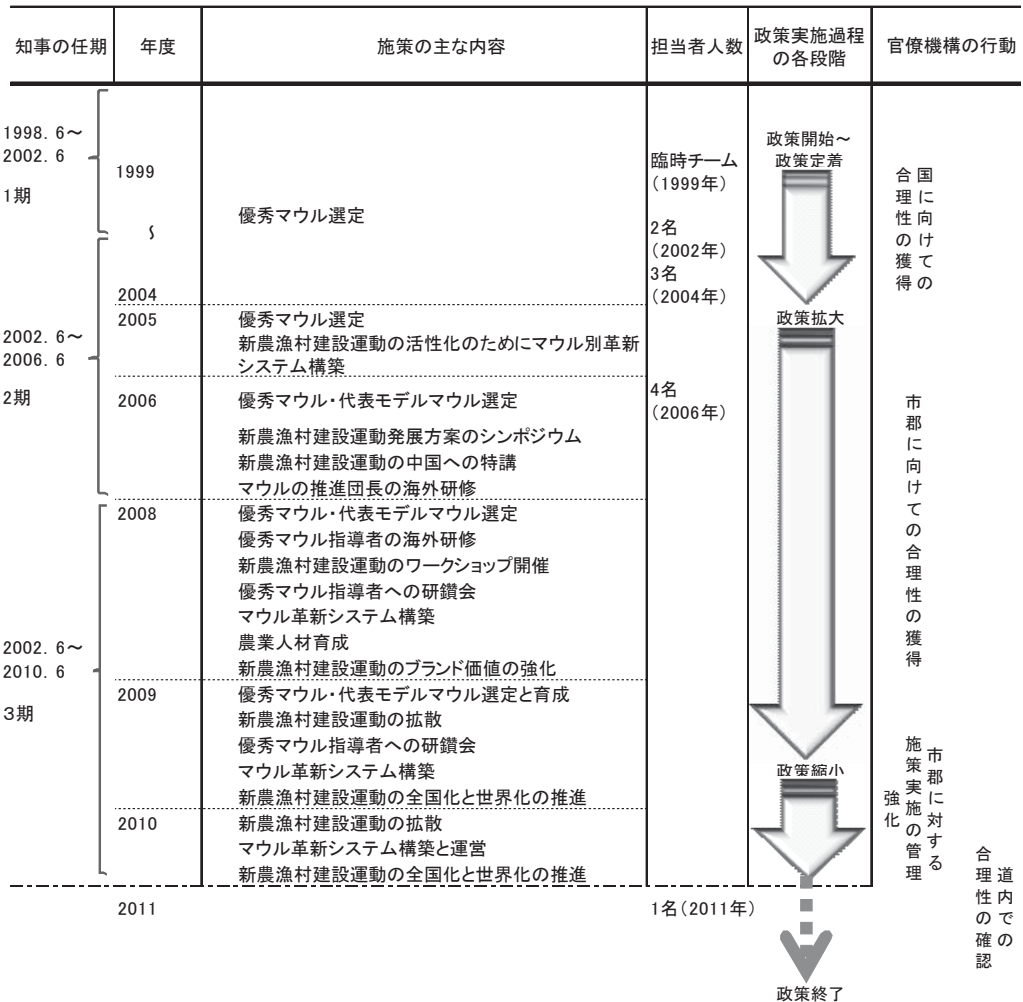


図 8 官僚制による政策展開と政策実施過程をめぐる様子

注) 江原道『1999-2004 江原道農業・農村発展計画』2003年から2010年までの江原道『道政百書』で新農漁村建設運動施策の主な内容をまとめて本稿における図1と表3及び江原道ホームページ (www.provin.gangwon.kr) の内容をくわえて筆者が作成。

次は政策の定着から政策の拡大をへて政策の縮小の段階での官僚機構の行動様式である。官僚機構は政策実施の合理性の確保を明確にししながら知事の再任で政策実施が安定することが確実なものに見えてくると、官僚機構の行動様式は施策の内容を広げて、政策の拡大を目指した。政策実施を担う担当部局はかわらないが、施策内容の広がり度で担当部局が扱う範囲も広がり、他の部局もかかわるようになった³¹⁾。そこではさらに道の主たる政策として展開させようとする行動様式となっていく。その中で政策実施の合理性が強固になると、官僚機構は政策実施の

推進を体系化しながら、現場の市郡でもしっかり施策が実施されるように市郡への管理も強める。しかし、地方自治法第95条による3期を限度とする韓国の地方自治の制度による政策実施を命じる知事の任期満了が近づくと、官僚機構の行動様式は、新知事の下での政策の継承と終了の両方の可能性を考慮し、政策の縮小の政策展開の行動様式をとる³²⁾。その結果、施策の内容は減っていく。加えて、官僚機構は2010年度の道政百書で、今までの知事のもとで推進した政策をまとめながら、今までの政策実施が有効であったことの説明をしようとする。それは官僚機構が実施して来た新農漁村建設運動施策が成功したものであると見せることで、官僚機構がとった行動戦略が合理性のある行動様式であったことを再確認しようとしたとするものと解釈できる。

2010年に就任した新しい知事は、前の知事が推進した新農漁村建設運動施策をすぐに終わらせることなく継続することを表明した。それを受けて官僚機構は、2011年の新農漁村建設運動施策の内容を、優秀・代表モデルマウル選定と支援及び事後管理、新農漁村建設運動の研鑽会、新農漁村建設運動の全国化と世界化の推進、新農漁村建設運動の広報、地域革新体系（RIS: Regional Innovation System）構築運営、国際交流へと一気に政策を拡大する内容へと広げた。それはある意味では新農漁村建設運動施策の内容が政策拡大段階へ戻ったと見えるが、担当する担当者は一人だけで、以前の政策の拡大段階と比べれば、政策展開との違いは明確である。新農漁村建設運動施策の実施は、新たな知事的意思決定によってその方向性が決まり、それを受けて官僚機構が戦略を練る行動様式へ向かうが、今のところ政策展開そのものは確定しない状況で進んでいる。

おわりに

本稿の目的は、地方政府の官僚機構が、知事的意思決定による政策の展開をどのように実施するかを実証的に明らかにすることであった。そのために、韓国の江原道の新農漁村建設運動施策を事例として取り上げ、政策実施過程における各段階において官僚機構がどのように政策展開を進めたかの戦略とそこでの行動様式を明らかにした。

その結果、以下のことが明らかになった。民主化によって地方政府の政策主体となった知事は、新農漁村建設運動施策の実施を道自らの施策として命じる意思決定を行った。それを受けてまず、官僚機構は政策開始段階から政策定着段階では、中央政府に向けての施策実施の合理性を獲得するための行動戦略をとったことが明らかになった。その過程で、道内の地域社会における施策実施の合理性が得られたことも指摘できた。次に、官僚機構は、政策を展開するために、政策定着段階から政策拡大段階において道内の市郡に向けて施策実施の合理性を獲得しながら、施策実施の管理を強化したことが示せた。さらに、官僚機構は、政策縮小段階においては、知事の任期終了が明確になり、施策の継承と終了の可能性を踏まえた政策展開を考慮した行動戦略をとったことが指摘できた。ここで示された官僚機構の行動様式は、政策過程における行政管理の実態を政策実施の合理性獲得の戦略の視点から示す一つの事例として意義があると言え

るだろう。

注

- 1) 村松岐夫『行政学教科書』有斐閣、1999、215頁は、日本における多くの政策実施過程の研究は、諸外国の研究を紹介するということであったが、今日においては日本での調査による研究が見られるようになったと指摘している。その研究には森田らの研究がある。森田朗「執行活動分析試論（一、二、三）」『国家学会雑誌』九五巻三・四号、九六巻一・二号、五・六号、1982-83。加えて、村松岐夫「中央政策の実施構造-地方レベルの「裁量」-」『法学論叢』118（4-6）、1986は、実証的に中央の諸政策が地方レベルでどのように実施されているかを検証し、知見として地方レベルにおける政治の発見を得た。最近の地方政治に着目し、政策決定を研究したものには曾我謙吾、待鳥聡史『日本の地方政治』2007や砂原庸介『地方府の民主主義』有斐閣、2011などがあり、参照してもらいたい。
 김필두·류영아『지방자치단체의 국가정책 집행 실효성 확보를 위한 사례연구』한국지방행정연구원、2009（金ピルトウ、リュヨンア『地方自治団体の国家政策執行の実行性の確保のための事例研究』韓国地方行政研究院、2009）は、韓国における政策執行に関する研究と政府間関係の研究をまとめ、中央政府が決定した政策が地方府で実施され、それが地方府によって修正されて再決定されることを示し、政策決定と政策執行は互いに影響し合うことを明らかにした。
- 2) 佐々木信夫『都知事』中公新書、2011を参照してもらいたい。
- 3) Edwards III, George C., *Implementing Public Policy*, Washington, D.C.: Congressional Quarterly Press, 1980を参照してもらいたい。
- 4) 辻清明『日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969の研究や大森彌『官のシステム』東京大学出版会、2006の研究は、主に中央政府の機構からの官僚制を議論している。西尾勝『行政学』有斐閣、1983は、官僚機構の行動様式を説明する際にも中央政府の機構から、なぜ行動様式が多様化したのかを指摘している。
- 5) 佐々木は首長の行動能力の変化によって、地方自治体が政策官庁に変わりつつあると指摘している。地方自治体は国がつくった政策を実施する「事業実施官庁」ではなく、地域の身近な政府としての「政策官庁」になっていくことを指摘している。それによって佐々木は地方自治体が地方府になり得ると述べている。佐々木信夫『新しい地方府』芦書房、1994、107-121頁。
- 6) 真淵勝『行政学』有斐閣、2009、304頁を参照してもらいたい。
- 7) 世良晃志郎訳『ウェーバー経済と社会 支配の社会学Ⅰ』創文社、1960、32-59頁参考。
- 8) 首長は地域社会と住民のための新たな政策問題の発見や提案者であり、それによって地方府の独自の政策が見られるようになった。김현준『지방자치론』법문사、2009、pp.517-519（金ヒョンジュン『地方自治論』法文社、2009。）を参照してもらいたい。
- 9) 한석지『지역발전의 지방정치학』인간사랑、2008、p.7（韓ソックジ『地域発展の地方政治学- 濟州地方政治と開発政策-』인간사랑、2008）。
- 10) 임도빈『지방조직론』박영사、1997（イムドビン『地方組織論』博英社、1997）を参照してもらいたい。
- 11) 前掲書10）、pp.307-319。
- 12) 이청수『지방의회론』브렌즈、2007、p.47（李チヨンス『地方議会論』プレズ、2007）。
- 13) 本稿では、地方自治体が主体となって政策をどのように実施したかを議論したい。中間自治体を中央政府の下部組織の行政機関と区別するために、ここでは地方府とみて中間自治体を捉える。西尾は、自治体は独自の政治機関の指揮監督の下に行政活動を行っている」と指摘し、自治体は国と同様に、自身の政策

- を決定して実施していることで、自治体を政府と呼ぶ理由を説明した。西尾勝『行政の活動』有斐閣、2000、184-186頁。
- 14) 伊藤大一「テクノクラシー理論と中央・地方関係-自治省と地方公共団体」『レヴァイアサン』第4号、1989を参照してもらいたい。
- 15) 片岡正昭『知事職をめぐる官僚と政治家』木鐸社、1994の研究を参照し、韓国における官僚出身の知事が政策主体になる可能性を考えた。
- 16) 農業成長率は、1986年から1990年までは-0.9%であったものが、1994年から2001年の間には3.2%と伸びている。しかし、農家の農業所得は1994年から2002年の間、15.9%に減少して農家間の所得も広がっているなどの農村問題が指摘されている。김정호『한국농촌의 현실과 비전』한국농촌개발연구원、2003。(金ジョンホ『韓国農村の現実とビジョン』韓国農村開発研究院、2003)。
- 17) 金振旻『新農漁村建設運動』デヒ、2006年で、金は、中央政府が農村の経済力向上、均衡、農業構造などの問題をすべて中央政府による政策で解決できるという認識を捨てないといけないと指摘し、地方自治体(地方政府)が地域の農業・農村発展のために、主体的に地方農政の政策展開をする必要があると主張している。
- 18) 江原道は、地理的な条件によって他の広域自治体より、産業誘致が厳しい。加えて、江原道は、全国平均の農家人口が9%であることに比べ、農家人口が16%であることから比較的農業が産業の中心になっている。そのような江原道は、1997年に農家所得が、9つの道の中で最下位であった。農家の負債規模も2005年の全国平均が2,689万2000ウォンであることに比べ、江原道は3,004万9000ウォンで高い。このような状況である江原道は地域社会が空洞化する可能性が高く、農村社会の持続可能な発展を目指す新たな取り組みが重要な課題になっている。강원사회연구회『전환기 강원사회-10년 변화와 전망』한울아카데미、2007、p.219(江原社会研究会『転換期の江原社会-10年の変化と展望』ハンウルアカデミ、2007)。
- 19) 施策の開始は様々な観点から議論できると思うが、ここでは予算確保による施策の執行ということから施策の開始を考える。施策の開始に関する一つの観点として孫京美「地方政府の政策実施の開始における特徴-大分県の一村一品運動施策を事例に-」『立命館法学』第333・334号、2011とKyungmi Son, "The start of a new program in a local government: The case of one village one product movement in Oita", Journal of Policy Science, Vol.5. 2010を参照してもらいたい。
- 20) 2011年8月25日に江原道の江原発展研究院で新農漁村建設運動施策にかかわっている研究員とのヒアリング調査により。
- 21) 新農漁村建設運動施策は日本の大分県の一村一品運動として考えられる。2011年8月25日に江原道の江原発展研究院で新農漁村建設運動施策にかかわっている研究員とのヒアリング調査により。
- 22) 前掲書10)を参照してもらいたい。
- 23) Lindblom, Charles E. *The Policy-Making Process*. Englewood Cliffs, NJ:Prentice Hall. 1980., p.65.
- 24) 村松岐夫『日本の行政』中央公論社、1994、175頁。
- 25) 曾我謙吾「日本の地方政府の政策選択」『レヴァイアサン』28、2001、72頁。
- 26) 国の地域活性事業の性格が2000年を分岐点に、ハードからソフトへの支援へとかわった。それに関する詳細は、강종원『새농어촌건설운동의 보완·발전방안』강원발전연구원、2010、pp.25-29(ガンジョンウォン『新農漁村建設運動の補完・発展方案』江原発展研究院、2010)を参照してもらいたい。
- 27) チは、中央政府の村づくり事業の推進状況と江原道の採択状況で相関関係があることを明らかにした。지경배『강원도 농촌 지역만들기 사업의 실태와 개선방안 연구』강원발전연구원、2008(チキョンベ『江原道農村地域づくり事業の実態と改善方案研究』江原発展研究院、2008)。
- 28) 佐々木信夫『現代地方自治』学陽書房、2009、67頁。

- 29) 강원도『국제화시대 새농어촌건설운동과 농어촌 발전방안』2006, pp.65-74 (江原道『国際化時代の新農漁村建設運動と農漁村發展方案』2006)。
- 30) 강원대학교농촌발전연구소·강원도『신농어촌건설운동현실과 발전전략워크숍』2006, pp.46-56 (江原大学校農村開發研究所・江原道『新農村建設運動の現状と發展戰略ワークショップ』2006)。そこで江原道農漁村政策課の朴課長は、新農漁村建設運動施策の新たな展開のために、マウル単位での推進団の構成、マウル發展計画策を具体的に実践することを決めた。加えて、施策推進の改善のためには、事業費の使用に関する評価が必要であると指摘した。これらが具体的に施策実施に反映されたのが、江原道『新農漁村建設運動！！どのように推進するか？』で見られる。
- 31) 新農漁村建設運動施策は、優秀マウル選定を施策内容の中心に据えながら国際交流、人材育成へと広がった。それによって新農漁村建設運動施策の実施に係る部局も、農政山林局だけではなく、国際協力室（海外への研修や海外からの研修などの事業）と企画管理室（シンボルマーク作成などの事業）に広がった。
- 32) 岡本は政策終了を考察するための分析枠組の構築を目指して従来の政策終了研究を整理し、検討している。岡本哲和「政策終了理論に関する考察」『情報研究』関西大学総合情報学部紀要、第5号、1996、17-41頁を参照してもらいたい。

参考文献

(日本語の文献)

- 足立幸男・森脇俊雅編『公共政策学』ミネルヴァ書房、2003。
- 伊藤大一「テクノクラシー理論と中央・地方関係-自治省と地方公共団体」『レヴァイアサン』第4号、1989。
- 大森彌『官のシステム』東京大学出版会、2006。
- 岡本哲和「政策終了理論に関する考察」『情報研究』関西大学総合情報学部紀要、第5号、1996。
- 片岡正昭『知事職をめぐる官僚と政治家』木鐸社、1994。
- 佐々木信夫『新しい地方政府』芦書房、1994。
- 佐々木信夫『現代地方自治』学陽書房、2009。
- 佐々木信夫『都知事』中公新書、2011。
- 砂原庸介『地方政府の民主主義』有斐閣、2011。
- 世良晃志郎訳『ウェーバー経済と社会 支配の社会学Ⅰ』創文社、1960。
- 曾我謙吾「日本の地方政府の政策選択」『レヴァイアサン』28、2001。
- 曾我謙吾、待鳥聡史『日本の地方政治』名古屋大学出版会、2007。
- 孫京美「地方政府の政策実施の開始における特徴-大分県の一村一品運動施策を事例に-」『立命館法学』第333・334号、2011。
- 趙昌鉉/阪堂博之・阪堂千津子訳『現代韓国の地方自治』法政大学出版局、2007。
- 辻清明『日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969。
- 村松岐夫「中央政策の実施構造-地方レベルの「裁量」-」『法学論叢』118(4-6)、1986。
- 村松岐夫『日本の行政』中央公論社、1994。
- 村松岐夫『行政学教科書』有斐閣、1999。
- 真淵勝『行政学』有斐閣、2009。
- 森田朗「執行活動分析試論(一、二、三)」『国家学会雑誌』九五卷三・四号、九六卷一・二号、五・六号、1982-83。

西尾勝『行政学』有斐閣、1983。

西尾勝『行政の活動』有斐閣、2000。

(外国語の文献)

Edwards III, George C. *Implementing Public Policy*, Washington, D.C.: Congressional Quarterly Press, 1980.

Lindblom, Charles E. *The Policy-Making Process*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall, 1980.

Kyungmi Son, "The start of a new program in a local government: The case of one village one product movement in Oita", *Journal of Policy Science*, Vol.5. 2010.

강원도『국제화시대 새농어촌건설운동과 농어촌 발전방안』2006。(江原道『國際化時代の新農漁村建設運動と農漁村發展方案』2006)

강원대학교농촌발전연구소·강원도『신농어촌건설운동현실과 발전전략워크숍』2006。(江原大学校農村開發研究所·江原道『新農村建設運動の現状と發展戰略ワークショップ』2006)

강원사회연구회『전환기 강원사회-10년 변화와 전망』한울아카데미, 2007。(江原社会研究会『轉換期の江原社会-10年の変化と展望』ハンウルアカデミ, 2007)

강종원『새농어촌건설운동의 보완·발전방안』강원발전연구원, 2010。(ガンジョンウォン『新農漁村建設運動の補完·發展方案』江原發展研究院, 2010)

김정호『한국농촌의 현실과 비전』한국농촌개발연구원, 2003。(金ジョン호『韓國農村の現実とビジョン』韓國農村開發研究院, 2003)

김진선『지방의 비전과 도전』팬덤하우스중앙, 2006。(金振旻『地方のビジョンと挑戦』ランダムハウス中央, 2006)

김병국『지방분권의 실효성 확보를 위한 도 기능 재조정 방향』한국지방행정연구원, 2003。(金ビョンク『地方分權の實行性の確保のための道の機能の再調整の方向』韓國地方行政研究院, 2003)

김필두·류영아『지방자치단체의 국가정책 집행 실효성 확보를 위한 사례연구』한국지방행정연구원, 2009。(金필투, 류영아『地方自治団体の国家政策執行の實行性の確保のための事例研究』韓國地方行政研究院, 2009)

김현준『지방자치론』법문사, 2009。(金ジョン준『地方自治論』法文社, 2009)

송하중 외『정책 행정 서비스의 업그레이드』나남출판, 2005。(宋河重編『政策·行政のサービスのアップグレード』ナナム出版, 2005)

이달곤「한국지방자치의 성과」안청시의『한국 지방자치와 민주주의』나남출판, 2002。(李달곤「韓國地方自治의 成果」안청시其他『韓國地方自治と民主主義』ナナム出版, 2002)

이청수『지방의회론』브렌즈, 2007。(李청수『地方議會論』プレズ, 2007)

임도빈『지방조직론』박영사, 1997。(임도빈『地方組織論』, 1997)

지경배『강원도 농촌 지역만들기 사업의 실태와 개선방안 연구』강원발전연구원, 2008。(チキョン베『江原道農村地域づくり事業の實態と改善方案研究』江原發展研究院, 2008)

한국지방자치학회『한국지방자치론』삼영사, 1995。(韓國地方自治学会『韓國地方自治論』三英社, 1995)

한석지『지역발전의 지방정치학』인간사랑, 2008。(韓ソック지『地域發展の地方政治学-濟州地方政治と開發政策-』インガンサラン, 2008)

(付記) 本研究は独立行政法人日本学術振興会の学術研究助成基金助成金の若手研究 (B) (課題番号: 23730152) の助成を得た。